

一般社団法人香川県言語聴覚士会

賛助会員特典規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人香川県言語聴覚士会施行細則第25条第2項における、2口以上の会費を納めた賛助会員(以下、賛助会員)が享受できる特典について定めるものである。

(資料配布等)

第2条 賛助会員は当法人が主催する研修会等において、理事会が事前に承認した資料の配布やアンケートの実施ができる。

(ブース出展)

第3条 賛助会員は当法人が主催しブース出展を認める研修会等において、1回につき5,000円の費用を納めてブースを出展することができる
2 非会員によるブース出展の費用は1回10,000円とする。

(バナー掲載)

第4条 賛助会員は事業年度あたり10,000円の費用を納めて、当法人のホームページにバナーを掲載することができる。
2 バナーサイズはハーフバナー(234×60pixel)とする。

(広報誌への広告掲載)

第5条 賛助会員は事業年度あたり所定の費用を納めて、当法人が発行する広報誌に毎号広告を掲載することができる。
2 1/2ページの広告の費用は10,000円、1ページの広告の費用は20,000円とする。

附則

1. この規程は令和4年10月1日より施行する。ただし第4条、第5条の規定は令和5年4月1日より施行する。